

「小中一貫教育推進事業」支援業務委託に係る 公募型プロポーザル方式の実施に関する基本方針

1. 業務概要

(1) 業務の目的

本市では、小学校から複数の中学校へ進学する分割校を解消し、全市的な小中一貫教育を進めていくため、令和4年12月に豊中市学校教育審議会から「小中一貫教育に関する基本的な考え方」についての答申を受け、令和5年度当初に「小中一貫教育に関する基本的な考え方」を策定する予定で進めている。

現在既に庄内地域において、小学校6校と中学校3校を施設一体型の義務教育学校2校に再編する「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」を平成29年(2017年)8月に策定し、取組みを進めており令和5年(2023年)4月に庄内さくら学園※が開校予定となっている。

今後、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」以外の校区において、小中一貫教育の取組みを広げていくため、別添のスケジュールに沿って取組みを進めていくこととしている。

本業務は、そのうち第八中学校区(第八中学校、北丘小学校、東丘小学校)内において、学校教育法施行規則第五章の二第二節に基づく義務教育9年間で系統立てた学校運営をするための基礎となる学校運営計画(素案)作成の委託を行うもの。

(※庄内小学校、野田小学校、島田小学校、庄内さくら学園中学校が令和5年に再編されて、施設一体型義務教育学校の庄内さくら学園になります。)

(2) 業務の内容

別添『「小中一貫教育推進事業」支援業務委託仕様書』のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月29日まで。

(4) 予算額

委託限度額 6,850,000円(消費税等込)

2. 公募型プロポーザル方式採用理由

小中一貫教育推進事業の実施にあたって、具体的な事業の展開などのアイデアやノウハウは事業者の実績、専門性、企画力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さないため。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法

(大正11年法律第72号) 第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号) 第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。) 第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合には、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 審査概要

本市職員で構成される審査会を設置し、一次審査(書類審査)、二次審査(プレゼンテーション審査)を行う。

5. スケジュール ※いずれも、令和5年(2023年)※日程は変更する場合がある。

- (1) 募集要項等の公表 4月3日(月) ※市ホームページに掲載
- (2) 質問事項の締切 4月11日(火) 17時15分必着
※質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲示し、個別には回答しない。
- (3) 質問事項への回答 4月18日(火)
- (4) 企画提案書等提出期限 4月27日(木) 17時15分必着
- (5) 第一次審査(書類審査) 5月2日(火)
※応募事業者が5社以上あった場合のみ実施する。
- (6) 第二次審査(プレゼンテーション) 5月11日(木) 10~17時
※当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の合否とともに通知します。
- (7) 審査結果の通知 5月中旬発送
- (8) 委託契約の締結 5月下旬締結